



鳥取県公報

平成15年10月17日(金)
第7528号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	青少年に有害な図書類の指定 (627) (協働推進室)	1
	生活保護法による介護機関の指定 (628) (福祉保健課)	1
	指定居宅サービス事業者の指定 (629) (長寿社会課)	2
	臨時種畜検査の実施 (630) (畜産課)	2
	保安林の指定予定 (631) (森林保全課)	3
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (632) (管理課)	3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (3件) (管理課)	4
	落札者の決定 (2件) (出納課)	10
	随意契約の相手方の決定 (〃)	11
	落札者の決定 (2件) (警察本部会計課)	11

告 示

鳥取県告示第627号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	表示された発行所名
6951	雑誌その他の 刊行物	少女革命 11月号	雑誌 14755 - 11	株式会社一水社
6952	雑誌その他の 刊行物	COMIC'快樂天 9月増刊号 おとな御殿	雑誌 13878 - 9	ワニマガジン社
6953	雑誌その他の 刊行物	週刊アサヒ芸能 増刊10月24日号	雑誌 20016 - 10/24	株式会社徳間書店

鳥取県告示第628号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社すずき薬局	鳥取市松並町一丁目140 - 3	有限会社すずき薬局	鳥取市松並町一丁目140 - 3	居宅療養管理指導	平成15年9月1日
有限会社すずらん薬局	鳥取市叶320 - 12	有限会社すずらん薬局	鳥取市叶320 - 12	〃	〃
松浦孝夫	米子市皆生温泉四丁目10 - 16	皆生堂薬局	米子市皆生温泉三丁目12 - 5	〃	〃
有限会社安田薬局	米子市大篠津町1012 - 1	有限会社安田薬局	米子市大篠津町1012 - 1	〃	〃
永井隆	西伯郡岸本町大殿618	ナガイ薬局境港店	境港市米川町286	〃	〃
有限会社増谷慶一郎薬局	米子市明治町131	有限会社増谷慶一郎薬局元町店	境港市元町1797	〃	平成15年10月2日
〃	〃	増谷薬局蓮池店	境港市蓮池町102	〃	〃
岩本陽子	八頭郡船岡町大字船岡563 - 3	いわもと薬局	八頭郡船岡町大字坂田350 - 7	〃	〃
おしどり調剤薬局有限公司	日野郡日野町野田319 - 5	おしどり調剤薬局有限公司	日野郡日野町野田319 - 5	〃	〃
有限会社トミヤ調剤薬局	日野郡日野町根雨639	トミヤ調剤薬局	日野郡日野町野田317 - 6	〃	〃

鳥取県告示第629号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
有限会社兵庫福祉保険サービス 代表取締役 芝吹希代志	兵庫県神戸市須磨区戎町一丁目2 - 5	訪問介護ステーション松風の郷	岩美郡岩美町大字浦富1418 - 2	訪問介護	平成15年9月30日

鳥取県告示第630号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成15年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

検 査 日 時	検 査 場 所	家畜の種類
平成15年11月14日 午後1時から	東伯郡赤碕町大字松谷606 鳥取県畜産試験場	牛

鳥取県告示第631号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町黒坂字久住谷東平ラ476の51、476の103

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日野郡日野町黒坂字久住谷東平ラ476の51・476の103（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第632号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 処分をした年月日

平成15年10月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

有限会社山松建設 代表取締役 山松新藏

倉吉市和田236 - 6

鳥取県知事許可（特 - 12）第4355号

3 処分の内容

平成15年10月18日から同年11月1日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業及びとび・土工工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事及びとび・土工・

コンクリート工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。)のうち公共工事(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人(地方公共団体を除く。)及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。)に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。)の交付を受けて行うものに係るものとする。

4 処分の原因となった事実

有限会社山松建設は、平成15年7月10日に行われた栗尾川外単渠修繕(伐開)工事の入札において、公正を害する行為を行った(同社が落札できるよう他の指名業者に協力を依頼した。)。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 土砂災害防止法に使用する数値地図作成業務委託(その2)
- (2) 業務内容

本件業務は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第4条第1項に規定する基礎調査に使用するため、鳥取市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村並びに八頭郡郡家町、船岡町及び河原町の区域において航空写真撮影を行い、数値地図を作成するものである。

(3) 業務の概要

航空測量業務 281.4km²
3次元数値図化業務 96.2km²

- (4) 履行期間 平成15年11月から平成16年3月25日まで
- (5) 予定価格 36,143,100円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5の規定による登録を受けていること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第648号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)又は平成15年鳥取県告示第130号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等についての一部改正について)に基づく入札参加資格のうち、測量業務に係るものを有すること。
- (4) 平成15年10月17日(金)から同月28日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成15年4月1日(火)から同年10月28日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)

の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

- (6) 測量法第49条第1項の規定による測量士の登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。
- (7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を5名以上有すること。
- (8) 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入している航空測量業務及び3次元数値図化業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (9) 次に掲げる基準を満たす職員で、本件業務の主任技術者又は照査技術者として配置できるものを有すること。なお、主任技術者と照査技術者とは、同一の者であってはならない。
- ア 主任技術者にあつては、測量法第49条第1項の規定による登録を受けている者であること。
- イ 照査技術者にあつては、次に掲げる基準をすべて満たす者であること。
- (ア) 測量法第49条第1項の規定による登録を受けている者であること。
- (イ) 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年10月17日（金）から同月28日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年10月17日（金）から同月28日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき、作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、1の(5)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 土砂災害防止法に使用する数値地図作成業務委託（その3）

(2) 業務内容

本件業務は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第1項に規定する基礎調査に使用するため、米子市、倉吉市、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに東伯郡北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町の区域において航空写真撮影を行い、数値地図を作成するものである。

(3) 業務の概要

航空測量業務 256.2km²

3次元数値図化業務 73.3km²

(4) 履行期間 平成15年11月から平成16年3月25日まで

(5) 予定価格 32,593,050円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5の規定による登録を受けていること。

(3) 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第130号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等についての一部改正について）に基づく入札参加資格のうち、測量業務に係るものを有すること。

(4) 平成15年10月17日（金）から同月28日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 平成15年4月1日（火）から同年10月28日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(6) 測量法第49条第1項の規定による測量士の登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の

技術部門の要員を5名以上有すること。

- (8) 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入している航空測量業務及び3次元数値図化業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (9) 次に掲げる基準を満たす職員で、本件業務の主任技術者及び照査技術者として配置できるものを有すること。なお、主任技術者と照査技術者とは、同一の者であってはならない。
- ア 主任技術者にあつては、測量法第49条第1項の規定による登録を受けている者であること。
- イ 照査技術者にあつては、次に掲げる基準をすべて満たす者であること。
- (ア) 測量法第49条第1項の規定による登録を受けている者であること。
- (イ) 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年10月17日(金)から同月28日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年10月17日(金)から同月28日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡都家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき、作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるときは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、1の(5)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 主要地方道鳥取港線緊急地方道路整備工事 (道路改良) (千代橋旧橋撤去)
- (2) 工事場所 鳥取市古海及び行徳
- (3) 工事内容
- ア 本件工事は、一級河川千代川に架かる主要地方道鳥取港線の旧千代橋の撤去を行うものである。
- イ 河川区域内の占有工事であるため、濁水及び振動の対策に十分留意し、関係機関と調整を図る必要がある。
- ウ 隣接工事が施工中であり、相互の連絡調整を十分に図る必要がある。
- (4) 工事の詳細
- | | | | |
|--------|-------|-------|---------------------|
| 旧橋撤去工事 | 下部工撤去 | 橋脚 | 3基 |
| | 仮設工 | 仮設盛土 | 5,605m ³ |
| | | 仮 締 切 | 3箇所 |
| | | 沈 砂 地 | 1箇所 |
| | | 仮 棧 橋 | 102m |
- (5) 工 期 平成15年11月から平成16年3月25日まで
- (6) 予定価格 177,231,600円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、一般土木工事のA級及び解体工事に係るものを有すること。
- (5) 平成15年10月17日 (金) から同月24日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成15年4月1日 (火) から同年10月24日 (金) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- (7) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
- ア 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合

格したものであり、かつ、土木工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年10月17日（金）から同月24日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年10月17日（金）から同月24日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡都家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参又は郵便によること。なお、郵便による申込みは、書留郵便によることとし、平成15年10月24日（金）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分

の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(7)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置することを求める。

ア 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、2の(7)のイの基準を満たす者であること。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達物品の名称及び数量	鳥取空港航空灯火維持整備作業用機器 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成15年7月23日
4 落札者の名称及び所在地	東芝ライテック株式会社中国営業部 広島市中区大手町二丁目7-10
5 落札金額	46,200,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
6 入札公告日	平成15年6月13日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県出納局出納課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達物品の名称及び数量	除雪トラック 2台
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成15年8月26日
4 落札者の名称及び所在地	いすゞ自動車中国株式会社山陰販売鳥取事業部 鳥取市安長171-1
5 落札金額	49,140,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
6 入札公告日	平成15年7月15日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県出納局出納課 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|---------------------------------------|
| 1 調達物品の名称及び数量 | ロータリー除雪車 1台 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成15年9月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 三洋株式会社山陰支社
鳥取市千代水2 - 105 |
| 5 契約金額 | 42,966,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県出納局出納課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県警察本部庁舎保守管理委託業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成15年9月5日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 鳥取ビルクリーナー株式会社
鳥取市本町四丁目217 |
| 5 落札金額 | 月額787,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成15年7月18日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 調達物品の名称及び数量 | 鳥取県警察本部ネットワークシステム 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |

- | | | |
|---|----------------------|---------------------------------|
| 3 | 落札日 | 平成15年9月19日 |
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | 日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目4-1 |
| 5 | 落札金額 | 月額549,259円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日 | 平成15年8月8日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目220 |